

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年 3月13日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3・4号廃棄物処理設備	低電導度廃液系フィルター洗浄温水器加熱蒸気系供給配管加熱蒸気戻り系蒸気トラップ(湿分分離器)継手部より蒸気の漏えい(汚染なし)が認められたため、当該継手部を点検・修理。なお、当該機器の前弁及び後弁を閉し、蒸気の漏えいは停止。	GⅢ	
2	その他	一次水処理設備において、制御盤警報ブザーに不良(警報ブザー音が小さく聞こえない)が認められたため、当該警報ブザーを交換。なお、警報窓で監視は可能のため問題はなし。	GⅢ	
3	その他	免震重要棟電源設備の真空遮断器の試験準備のため、試験に必要な接地線を接地母線端子へ接続する際、充電中である盤の端子に接続しようとした。この際、充電中の高圧端子(計器用変換器の一次側ヒューズ端子)に手の甲が近接し、感電した。本事象を受け、「基本ルールの徹底(充電部には近づかない)等、関係者へ事例周知を行うとともに注意喚起を実施。	GⅢ	